

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	慣行の取扱い	関係項目	町章、町の花・木・鳥
調 整 の 内 容	1. 市章、花、木、鳥等の慣行については、新市において調整、決定する。		

説 明 資 料						
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町		
1. 町 章	 鷹巣町の「た」を鷹の翼状に 図案化して躍進を、円形は、 明・和・信を表徴したもので ある。	 「あ」「い」を図案化し、躍進、 近代的爽快、発展的雄飛を表 現している。	 森吉町のモリをシンボ ライズしたもので、円形 は平和と円満、翼形は町 政の躍進を表している。	 阿仁町の「アニ」を図案化し、 「ア」は山を「ニ」は川を表し、 円形をもって町の平和と協調 を表現したもの。	市章は新市におい て調整決定する。	
2. 町の花	ひまわり (平成元年制定)	なし	ニッコウキスゲ (平成8年9月30日制定)	花菖蒲 (平成7年制定)		市の花は新市にお いて調整決定する。
3. 町の木	秋田杉 (制定年月日不詳)	梅 (昭和42年11月制定)	もろび (昭和42年11月1日制定)	カツラ (昭和42年制定)		市の木は新市おい て調整決定する。
4. 町の鳥	鷹 (平成元年制定)	なし	クマゲラ (平成8年9月30日制定)	やまどり (平成7年制定)		市の鳥は新市にお いて調整決定する。

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	慣行の取扱い	関係項目	町の歌、町民憲章
調 整 の 内 容			

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
5. 町の歌	鷹巣町民歌 (昭和49年制定)	合川町民歌 (昭和50年9月19日制定)	森吉町民歌 (昭和41年11月3日制定)	阿仁町民歌 (平成7年制定)	市の歌は新市において調整決定する。
6. 町民憲章	<p>わたくしたちは、緑の自然と青空にめぐまれ、力強く前進する鷹巣の町民であることに自覚と誇りを持ち、古い歴史を受けつぎ、この町をより住みよくより豊かに発展させるための道しるべとして制定された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. からだをきたえ しごとにはげみ 明るい町をつくります。</li> <li>2. 郷土を愛し 力をあわせ 楽しい町をつくります</li> <li>3. 生涯を学習し 文化をひろめ 豊かな町をつくります</li> <li>4. 緑を育て 環境をよくし 美しい町をつくります</li> <li>5. 未来に目をひらき 福祉を進め 住みよい町をつくります (昭和49年制定)</li> </ol>	なし	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康で仕事にはげみ、豊かな町をつくります。</li> <li>2. 信じあい、助け合って、住みよい町をつくります。</li> <li>3. きまりを守り、事故のない、明るい町をつくります。</li> <li>4. 自然を愛し、環境を整え、美しい町をつくります。</li> <li>5. 教養を深め、かおり高い文化の町をつくります。 (制定年月日不詳)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康で働き、活気ある豊かな町をつくりましょう。</li> <li>2. 思いやりある、親切な暖かい町をつくりましょう。</li> <li>3. きまりを守り、安全な明るい町をつくりましょう。</li> <li>4. 自然を愛し、美しい希望の町をつくりましょう。</li> <li>5. よく学び、文化と創造の町をつくりましょう。 (昭和60年制定)</li> </ol>	市民憲章は新市において調整決定する。

### 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	慣行の取扱い	関係項目	宣言、キャッチフレーズ
調 整 の 内 容			

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
7. 宣 言	非核平和宣言	社会福祉の町宣言	非核平和宣言	非核平和宣言	宣言は新市において調整決定する。
8. キャッチフレーズ	なし	なし	森と湖とメロディーのまち (制定年月日不詳)	マタギの里 (昭和56年制定)	キャッチフレーズは新市において調整決定する。

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	慣行の取扱い	関係項目	表彰
調 整 の 内 容			

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
9 . 表 彰	<b>1. 鷹巣町名誉町民条例</b> (昭和42年12月28日制定)  <b>2. 鷹巣町名誉町民条例施行規則</b> (昭和43年2月1日制定)	<b>1. 合川町名誉町民条例</b> (平成2年3月26日制定)  <b>2. 合川町名誉町民条例施行規則</b> (平成2年3月6日制定)  <b>3. 合川町表彰条例</b> (昭和31年9月28日制定)  <b>4. 合川町集落役員永年勤続者に関する表彰規程</b> (平成2年12月28日制定)	          <b>1. 森吉町表彰規則</b> (昭和36年12月27日制定)  <b>2. 森吉町消防団表彰規則</b> (昭和41年3月25日制定)	<b>1. 阿仁町名誉町民条例</b> (平成7年9月29日制定)  <b>2. 阿仁町名誉町民条例施行規則</b> (平成7年9月29日制定)      <b>3. 阿仁町表彰規則</b> (平成7年9月11日制定)	表彰制度は新市において調整決定する。

説明資料

内 容

協議会名 ( )内は新市名称	調整内容	
仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 (にかほ市)	(1)市章については、新市において定める。 (2)市の木、花、鳥、魚、キャラクターについては、新市において調整する。 (3)市歌、市民憲章及び各種宣言については、新市において調整する。 (4)表章制度については、新市において新たに定める。ただし、名誉町民等は、新市に引き継ぐものとする。	確認
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	(1)市章については、新市において新たに制定するものとする。 (2)市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において調整するものとする。 (3)表章制度については、新市において新たな制度を創設するものとし、名誉市民等については、新たな表章制度の中で調整するものとする。	確認
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	新町の町章、町の花・木・鳥、町民憲章、町旗、町民歌、キャッチフレーズ、宣言については、新町において検討のうえ定める。	確認
大曲仙北合併協議会 (大仙市)	新市の市章については、合併時に定めるものとする。 新市の花・木・鳥・歌・憲章・宣言については、新市において検討する。	確認
田沢湖・角館・西木合併協議会	1 新市章、新市憲章、新市の花・木等については、新市において定めるものとする。 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。 3 表章制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。 4 新市民歌については、新市において定めるものとする。	確認
湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	1. 市章については、新市において定めるものとする。 2. 市の花・木・鳥、市の歌、市民憲章、各種宣言については、必要性を含め新市において検討するものとする。 3. 表章制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。	確認
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (潟上市)	1. 市章については、新市において定める。 2. 市の木、花、鳥、魚については、新市において制定を検討する。 3. 市歌、市民憲章及び各種宣言については、新市において制定を検討する。 4. 表章制度については、新市において定める。ただし、名誉町民、町特別功労者、町功労者は、新市に引き継ぐものとする。	確認

秋田県内の合併協議会の事例

説明資料				
内 容				
秋田県内の合併協議会の事例	協議会名 ( )内は新市名称	調整内容		
	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。 ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。		確認
	横手平鹿合併協議会	1.市章、市の花・木・鳥等については、新市において公募等により定めるものとする。 2.市民憲章、各種宣言については、新市において定めるものとする。 3.表章制度、名誉市民制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。		確認
	五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会			
	大館市・田代町合併協議会			